

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 谷 崎 徹

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第39号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」ほか議案9件であります。

また、継続審査となっておりました請願1件についても議題としました。

当委員会は、去る6月19日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については承認、議案8件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第39号「専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」であります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行ったものでした。

委員からは、税制改正により、混乱が生じないように、市民への丁寧な説明を行ってほしい、と意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第40号「専決処分の承認について（鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）」であります。国家公務員の給与に関する事項について定めている「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、扶養親族に対する加算額を変更するなど、所要の改正を行ったものでした。

委員からは、現時点で改正後の規定が適用されるような事例はあったのか、との確認があり、理事者からは、改正後の規定の対象となった方は市内にいない旨の説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、議案第43号「鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第44号「鳴門市特別職指定条例の制定について」であります。高度な行政課題に対処するため、国、県や関係機関等との調整力を有し、行政実務に精通する特別職として、新たに政策監を設置するものでした。

委員からは、これまでの一般職としての政策監と今回設置する特別職の政策監との違いについて質疑があり、理事者からは一般職の政策監については、一般的な施策に対し意見を述べたり調整するなど行ってきたが、特別職の政策監については、主たる業務として特定の業務課題に専念し、市長を補佐することとなり、責任をもって事業を推進していくこととなり、立場的には全く違うものになるとの説明を受けました。

また委員からは、政策監設置の目的のひとつに、これからの4、5年の職員の年齢構成上の問題が挙げられていた点について質疑があり、理事者からは、特定の年齢層が少なく、組織として大きな課題であることは認識しており、これまでもベテラン職員の持つ知識、経験を次世代の職員に引き継げるよう進めてきたが、経験の中で蓄積される人的ネットワークや経験則からくる政策解決能力など引き継げない部分もあり、現在は必然的に40代前半の管理職が多くなっている。この組織運営上の課題の解決のためにも、政策監を設置しこれを補っていくとの説明を受けました。

また委員からは政策監の人選について、公募で行うのかとの質疑があり、人選は公募ではなくこの条例が制定された後、市長の特別の信任を持って任命する。との説明を受けました。

また委員からは、なぜ市長選挙も間近に控えるこの時期にこの条例を提案したのか、また、この条例が平成33年6月30日限り、その効力を失うとなっていることに関し、任期が4年間となっていることに対して質疑があり、理事者からは、取り組むべき行政課題の大きさ、重さがあり、特に庁舎の整備に関しては有利な起債が実施されることがわかったりした状況もあり、できるだけ早く取り組まなければならない。次の議会になればまた3ヶ月伸びることになり、どうすれば鳴門市のためになるか最大限考えた上で今期定例会に上程した。政策監の任期を4年としたことについては、政策監は副市長のように任期をもって議会の承認を得る職ではないが、限られた期間の中でいかに成果を出すのか求められており、そのことを明確にするため登用期間を4年間にしたものである。との説明を受けました。

また委員からは、南海トラフ巨大地震や活断層の地震が懸念される中、危機管理は大事な問題であり、これには財政も関わってくるためそういった面を調整することについては市民の安心につながるのではないかとの意見がありました。

また委員からは、特別職でも今回の政策監の場合は、もし成果が上がらないような場合は、市長が進退を考えることが出来る。4年間の任期でどれだけの成果を上げれるかが大切で、手腕のある政策監に就いていただければいいとの意見がありました。

また委員からは、政策監の設置について、議会の同意など、選ばれる課程においてのチェックが必要なのではないかとの質疑があり、理事者からは地方公務員法第3条第3項第4号にある、その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するものに当たり、議会の同意が必要ないと解釈される。議会の同意を要するかどうかというのは、職務の内容が市民生活に及ぼす影響の大きさまた職責の重要性に鑑みて、市民の代表たる議員の同意を得ることが適切と判断されたものについては、何らかの法令に明記されているとの説明を受けました。委員からは、特別職を設置することについては、議員にも相応の責務があると思うので、緊張感を持って仕事をしてもらうためにも市民や議員からチェックがある方がよいのではないかとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に、議案第45号「鳴門市特別職指定条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。鳴門市特別職指定条例を制定することに伴い関係条例を整備するものでした。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第46号「鳴門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。育児休業を再取得することができる特別な事情を規定するなど、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第49号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事）」から議案第51号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市学校給食センター新築工事のうち管工事）」までの3議案についてであります。鳴門市学校給食センター新築工事のうち建築工事、電気工事及び管工事に係る変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、配送用トラックのコンテナ積載時と空荷の時の車高差による荷台と建物の段差を解消するためのアルミ製リッププレートの取付けについて、当初の設計から想定できたのではないかと、との質疑があり、理事者からは、他の給食センターの状況を工事進行中に設計業者と確認したところ、プレートで取り次ぎをしなければ段差が生じてしまい、円滑なトラックへのコンテナの積み下ろしができないということがわかった、当初の設計段階で十分な配慮ができていない部分があった、と説明を受けました。

また、委員からは、新学校給食センターの稼働開始時期についての質疑があり、理事者からは、中学校へは8月25日から、幼稚園・小学校へは9月1日から、新学校給食センターで調理した主食の米飯と副食の提供を始める予定である、との説明を受けました。

また、委員からは、排水処理装置及び合併処理浄化槽を地中に埋設する際に発生した掘削土について、なぜ、埋め戻しには適さないのか、との質疑があり、理事者からは、当初の設計では掘削土をすべて埋め戻しに使用できると考えていたが、非常に細かな柔らかい土が多い砂地の状態であったことから、埋め戻しの際には、粒の大きな埋め戻しに適した土を半分程度加える必要があった、このため、土の購入費及び掘削土の処分費が必要となった、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、3件とも全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第52号「工事請負契約の締結について（鳴門市成稔幼稚園リズム室等改築工事のうち建築工事）」についてであります。鳴門市成稔幼稚園リズム室等改築工事のうち建築工事の請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、工事期間中に使用不可となる園庭について、外で遊ぶことが好きな子どもたちへの配慮も十分行いながら、危険のないように対応していただきたい、また、防犯面についてもしっかりと対策を行っていただきたい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。